

国立天文台プロジェクト室長等選考細則

平成17年11月25日

国天細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立天文台組織運営規則（平成16年国天規則第1号）（以下「組織運営規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、プロジェクト室長等の選考に関し、必要な事項について定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 プロジェクト室長等の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 プロジェクト室長等の任期が満了するとき
- 二 プロジェクト室長等が辞任するとき
- 三 プロジェクト室長等が欠けたとき
- 四 新たにプロジェクト室又はセンターを設置するとき

(選考方法)

第3条 プロジェクト室長等の選考は、台長が、企画会議の意見を聴いて行うものとする。ただし、必要に応じて、台長が、次条に規定する委員会から推薦を受けた者に対し、企画会議の意見を聴いて行うことができる。

- 2 組織運営規則第5条第1項に規定する別表第1に掲げるプロジェクト室長に関し、プロジェクトの遂行上、特に必要があると認められる場合は、国立天文台共同研究員規則（平成26年国天規則第22号）第3条第1項の規定により連携教授又は連携准教授の称号が付与された者を対象に選考することができる。

(委員会)

第4条 プロジェクト室長等の選考のために、選考委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、選考にあたっては、必要に応じて当該プロジェクト室及びセンターの職員等から意見聴取を行うとともに、広範囲に適任者を求め慎重に審議を行うものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、3人以上5人以下の教授をもって組織する。

- 2 委員は、台長が幹事会議の意見を聴いて決定する。
- 3 委員会に委員長を置く。委員長は、台長が指名する。
- 4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第7条 委員の任期は、当該選考に必要な期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、台長が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年11月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年7月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年7月19日から施行する。